

# 別海町議会会議録

第4号（令和7年3月14日）

---

## ○議事日程

- |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告<br>（1）福祉医療常任委員会付託事件<br>（町長提出議案第28号、議案第29号）<br>委員長報告・質疑<br>（2）総務文教常任委員会付託事件<br>（町長提出議案第30号）<br>委員長報告・質疑                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 日程第 3 | 特別委員会付託事件審査結果報告<br>（1）予算決算審査特別委員会付託事件<br>（町長提出議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 日程第 4 | 各議案の討論・採決<br>（1）予算決算審査特別委員会付託事件<br>（町長提出議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号）<br>（2）別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について<br>（町長提出議案第28号）<br>（3）別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について<br>（町長提出議案第29号）<br>（4）別海町学校教育施設整備基金条例の制定について<br>（町長提出議案第30号）<br>（5）別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について<br>（町長提出議案第31号）<br>（6）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について<br>（町長提出議案第32号）<br>（7）職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |

- (町長提出議案第 3 3 号)
- (8) 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 4 号)
- (9) 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 5 号)
- (10) 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 6 号)
- (11) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 7 号)
- (12) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 8 号)
- (13) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 3 9 号)
- (14) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 0 号)
- (15) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 1 号)
- (16) 別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 2 号)
- (17) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 3 号)
- (18) 別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 4 号)
- (19) 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- (町長提出議案第 4 5 号)

(20) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(町長提出議案第 4 6 号)

(21) 町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第 4 7 号)

|         |         |                                      |
|---------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 5   | 発委第 1 号 | 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 6   | 発委第 2 号 | 別海町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 日程第 7   | 発委第 3 号 | 別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8   | 発委第 4 号 | ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書案                   |
| 日程第 9   |         | 議員派遣の件                               |
| 日程第 10  |         | 常任委員会委員の選任                           |
| 追加日程第 1 |         | 議長の常任委員会委員の辞任について                    |
| 日程第 11  |         | 広報・広聴常任委員会委員の選任                      |
| 日程第 12  |         | 議会運営委員会委員の選任                         |
| 日程第 13  | 選挙第 2 号 | 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙                  |
| 日程第 14  | 選挙第 3 号 | 中標津町外 2 町葬斎組合議会議員の補欠選挙               |
| 日程第 15  | 選挙第 4 号 | 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙               |
| 日程第 16  |         | 予算決算審査特別委員会の設置について                   |
| 追加日程第 2 |         | 委員会の閉会中の継続調査の件                       |

## ○会議に付した事件

|       |                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                                                                                                                               |
| 日程第 2 | 常任委員会付託事件審査結果報告<br>(1) 福祉医療常任委員会付託事件<br>(町長提出議案第 2 8 号、議案第 2 9 号)<br>委員長報告・質疑<br>(2) 総務文教常任委員会付託事件<br>(町長提出議案第 3 0 号)<br>委員長報告・質疑                        |
| 日程第 3 | 特別委員会付託事件審査結果報告<br>(1) 予算決算審査特別委員会付託事件<br>(町長提出議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号)                          |
| 日程第 4 | 各議案の討論・採決<br>(1) 予算決算審査特別委員会付託事件<br>(町長提出議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 4 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号)<br>(2) 別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する |

基準を定める条例の制定について

(町長提出議案第 28 号)

(3) 別海町訪問入浴介護事業所条例の制定について

(町長提出議案第 29 号)

(4) 別海町学校教育施設整備基金条例の制定について

(町長提出議案第 30 号)

(5) 別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 31 号)

(6) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 32 号)

(7) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 33 号)

(8) 第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 34 号)

(9) 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 35 号)

(10) 別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 36 号)

(11) 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 37 号)

(12) 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 38 号)

(13) 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 39 号)

(14) 別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第 40 号)

(15) 別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制

定について

(町長提出議案第41号)

(16) 別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第42号)

(17) 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第43号)

(18) 別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第44号)

(19) 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第45号)

(20) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

(町長提出議案第46号)

(21) 町道の路線認定及び廃止について

(町長提出議案第47号)

日程第 5 発委第 1 号 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 発委第 2 号 別海町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 発委第 3 号 別海町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 発委第 4 号 ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書案

日程第 9 議員派遣の件

日程第10 常任委員会委員の選任

追加日程第 1 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第11 広報・広聴常任委員会委員の選任

日程第12 議会運営委員会委員の選任

日程第13 選挙第 2 号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙

日程第14 選挙第 3 号 中標津町外2町葬斎組合議会議員の補欠選挙

日程第15 選挙第 4 号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙

日程第16 予算決算審査特別委員会の設置について

追加日程第 2 委員会の閉会中の継続調査の件

#### ○出席議員（16名）

1 番 市 川 聖 母

2 番 吉 田 和 行

3 番 高 橋 眞結美

4 番 伊 勢 徹

5 番 貞 宗 拓 雄

6 番 宮 越 正 人

7 番 横 田 保 江

8 番 田 村 秀 男

9 番 小 椋 哲 也

10 番 外 山 浩 司

1 1 番 今 西 和 雄  
1 3 番 中 村 忠 士  
副議長 1 5 番 戸 田 憲 悦

1 2 番 松 原 政 勝  
1 4 番 佐 藤 初 雄  
議長 1 6 番 西 原 浩

○欠席議員（ 0 名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三  
教 育 長 相 澤 要  
福 祉 部 長 干 場 みゆき  
産 業 振 興 部 長 佐々木 栄 典  
教 育 部 長 宮 本 栄 一  
病 院 事 務 長 三 戸 俊 人  
監 査 委 員 事 務 局 長 竹 中 利 哉  
保 健 生 活 部 次 長 千 葉 宏  
産 業 振 興 部 次 長 小 野 武 史  
建 設 水 道 部 次 長 田 畑 直 樹  
総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎  
総 合 政 策 課 長 松 本 博 史  
西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂  
福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵  
老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利  
生 活 環 境 課 長 上 田 健 一  
商 工 観 光 課 長 堀 込 美 穂  
管 理 課 長 田 畑 直 樹  
学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 齋 藤 陽  
図 書 館 長 他 堺 啓

副 町 長 浦 山 吉 人  
総 務 部 長 伊 藤 輝 幸  
保 健 生 活 部 長 小 川 信 明  
建 設 水 道 部 長 外 石 昭 博  
会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明  
総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎  
保 健 生 活 部 次 長 谷 村 将 志  
建 設 水 道 部 次 長 新 堀 光 行  
生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 福 原 義 人  
情 報 広 報 課 長 山 田 哲 哉  
財 政 課 長 角 川 具 哉  
尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫  
介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹  
町 民 課 長 谷 村 将 志  
農 政 課 長 皆 川 学  
水 産 み ど り 課 長 小 野 武 史  
上 下 水 道 課 長 新 堀 光 行  
学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

3 番 高 橋 眞 結 美  
5 番 貞 宗 拓 雄

4 番 伊 勢 徹

---

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。  
ただいまから、９日目の会議を開きます。  
ただいま出席している議員は１６名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。  
３番高橋議員。  
○３番（高橋眞結美君） はい。  
○議長（西原 浩君） ４番伊勢議員。  
○４番（伊勢 徹君） はい。  
○議長（西原 浩君） ５番貞宗議員。  
○５番（貞宗拓雄君） はい。  
○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。
- 

◎日程第２ 常任委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第２ 常任委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

初めに、福祉医療常任委員会に付託いたしました、議案第２８号及び議案第２９号の審査結果について報告を求めます。

- １０番（外山浩司君） はい。  
○議長（西原 浩君） 福祉医療常任委員長。  
○１０番（外山浩司君） 常任委員会付託事件審査結果報告。

令和７年３月７日開催の第１回定例会２日目において、福祉医療常任委員会に付託のありました議案第２８号及び議案第２９号の２件の審査結果について御報告いたします。

本議案につきましては、３月１３日、全委員出席の下、委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

議案第２８号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法第３４条の１６第１項の規定に基づき、本町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めたものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

議案第２９号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定については、訪問入浴介護事業所を設置し、自宅で入浴することが困難な状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、必要な事項を定めたものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認しました。

慎重な審議の結果、議案第28号及び議案第29号の2件について、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、福祉医療常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会に付託いたしました、議案第30号の審査結果について報告を求めます。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 総務文教常任委員長。

○14番（佐藤初雄君） 常任委員会付託事件審査結果報告について。

令和7年3月7日開催の第1回定例会2日目において、総務文教常任委員会に付託のありました議案第30号の審査結果について御報告をいたします。

本議案につきましては、3月13日、全委員出席の下、委員会を開催し、関係部課長の出席を求め慎重に審議を行い、同日、委員会として討論、採決に至ったものであります。

議案第30号別海町学校教育施設整備基金条例の制定については、文部科学省の補助を受けて建設している旧別海中学校を、補助目的以外の用途に供するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律で定める国庫納付金相当額以上を基金に積み立て、老朽化が著しい本町の学校施設整備に充てる財源として有効活用するために必要な事項を定めたものであり、細部にわたり慎重な審査を行い、概ね適正に成文化がなされていることを確認いたしました。

慎重な審議の結果、議案第30号について、委員全員による採決では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定された次第であります。

以上をもって、総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果報告といたします。

以上であります。

○議長（西原 浩君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

---

### ◎日程第3 特別委員会付託事件審査結果報告

○議長（西原 浩君） 日程第3 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。

ここでお諮りします。

予算決算審査特別委員会に付託し、審査されました議案第12号から議案第19号までの8件につきましては、全員をもって構成する予算決算審査特別委員会で、審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。



これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

---

#### ◎日程第４ 各議案の討論・採決

○議長（西原 浩君） 日程第４ 各議案の討論・採決を行います。

令和７年度各会計予算の採決に入る前にお諮りします。

本件は、全員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論・採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和７年度各会計予算の討論は省略することに決定しました。

それでは、令和７年度各会計予算の採決に入ります。

初めに、議案第１２号令和７年度別海町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号令和７年度別海町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号令和７年度別海町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号令和７年度別海町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号令和７年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号令和７年度町立別海病院事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号令和 7 年度別海町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号令和 7 年度別海町下水道等事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

ここで申し上げます。

ただいま、議案第 12 号から議案第 19 号までの令和 7 年度別海町各会計予算について、全て決定しましたので、本年度の予算決算審査特別委員会は、ただいまをもって解散といたします。

田村委員長、貞宗副委員長はじめ委員の皆様、大変御苦勞さまでした。

議案第 28 号別海町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号別海町訪問入浴介護事業所条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号別海町学校教育施設整備基金条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号別海町部設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

議案第３５号第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

議案第３６号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

議案第３７号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

議案第３８号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

議案第３９号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

議案第４０号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号は原案のとおり可決されました。

議案第４１号別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

議案第４２号別海町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議案第４３号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号別海町下水道等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議案第47号町道の路線認定及び廃止についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 発委第1号

○議長(西原 浩君) 日程第5 発委第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○9番(小椋哲也君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 議会運営委員長。

○9番(小椋哲也君) 別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

本改正につきましては、令和7年第1回臨時会において、議員定数等調査特別委員会から、調査中間報告があった内容に基づき、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成とするため、常任委員会の数や名称、所管事項などの見直しが必要となることから、現行条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発委第1号別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月14日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会、議会運営委員会委員長、小椋哲也。

なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正後の欄で説明をいたします。

本改正条例は2条立てとしており、第1条関係として、議員定数等調査特別委員会から調査中間報告に基づく改正を、第2条関係として、別海町部設置条例の一部改正に合わせた改正を行うものです。

まずは1ページから2ページまでの第1条関係です。

第2条第1項第1号及び第2号を次のとおり改正し、第3号を削ります。

第1号、総務産業常任委員会8人。

ア、総務部の所管に属する事項(国民健康保険税に関する事務を除く。))。

イ、産業振興部の所管に属する事項。

ウ、建設水道部の所管に属する事項。

エ、農業委員会の所管に属する事項。

オ、出納室の所管に属する事項。

カ、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項。

キ、他の常任委員会の所管に属しない事項。

第2号、福祉文教常任委員会8人。

ア、福祉部の所管に属する事項。

イ、保健生活部の所管に属する事項。  
ウ、教育委員会の所管に属する事項。  
エ、町立別海病院の所管に属する事項。  
オ、国民健康保険税に関する事務。

また、第４号、広報・広聴常任委員会を第３号とし、「７人以内」を「１５人」に改正します。

これらの改正に合わせ、同条第２項中、「から第３号まで」を「及び第２号」に改正します。

続いて、第３条第２項中、議会運営委員会の委員定数を「５人」から「８人」に改正します。

その他として、目次に条ずれが生じていることから、併せて改正します。

次に、３ページの第２条関係です。

第１条関係で改正した、第２条第１項第１号を次のとおり改正します。

第１号、総務産業常任委員会８人。

ア、総務部の所管に属する事項（国民健康保険税に関する事務を除く。）。

イ、総合政策部の所管に属する事項。

ウ、経営管理部の所管に属する事項。

エ、産業振興部の所管に属する事項。

オ、建設水道部の所管に属する事項。

カ、農業委員会の所管に属する事項。

キ、出納室の所管に属する事項。

ク、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項。

ケ、他の常任委員会の所管に属しない事項。

最後に、附則としまして、「この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は令和７年４月１日から施行する。」とするものです。

以上で発委第１号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発委第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。



◎日程第6 発委第2号

○議長（西原 浩君） 日程第6 発委第2号別海町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○9番（小椋哲也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 議会運営委員長。

○9番（小椋哲也君） 別海町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

本改正につきましては、令和7年第1回臨時会において、議員定数等調査特別委員会から調査中間報告があった内容に基づき、最も効率的に調査や議論ができる委員会構成とするため、常任委員会の数や名称、所管事項などの見直しが必要となること、また、町の計画名称の変更などに伴い、議決事件の拡大範囲の見直しが必要となることから、現行条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発委第2号別海町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月14日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会、議会運営委員会委員長、小椋哲也。

なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正後の欄で説明をいたします。

2ページにかけて、広報・広聴を除く3常任委員会を2常任委員会に統合することに伴い、第2条第1項第4号、第5条第1項、第8条第1項第1号、第14条第3項中、「3常任委員会」とあるのを、「2常任委員会」に改め、第2条第1項第4号中、別海町議会委員会条例の改正内容に合わせて、「から第3号」を「及び第2号」に、「3つ」を「2つ」に改正します。

また、2ページの第27条中、町の計画名称の変更などに伴い、第2号が不要となることから削除し、残った第1号を第1項とし整理する改正を行います。

最後に附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、発委第2号の内容説明を終わります。

御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発委第2号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 発委第3号

○議長(西原 浩君) 日程第7 発委第3号別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○9番(小椋哲也君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 議会運営委員長。

○9番(小椋哲也君) 別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

本改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されることから、引用箇所に関ずれが生じるため、条例の一部を改正しようとするものです。

また、文言整理等、所要の整備も併せて行おうとするものです。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発委第3号、別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月14日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会、議会運営委員会委員長、小椋哲也。

なお、改正文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

条例の一部を改正する条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後の条文で、改正後の欄で説明をいたします。

まずは、引用箇所の項ずれに関する改正箇所です。

1ページ中段、第2条第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

次に、3ページ上段、第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

その他改正箇所については、本条例は全国町村議会議長会が規定する条例制定の例を準用して制定しているところですが、今般の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う整備と併せ、同制定例全般の文言整理が行われたことから、その内容に合わせて所要の整備を行うものです。

最後に、7ページ、附則としまして、「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で発委第3号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発委第3号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 発委第4号

○議長（西原 浩君） 日程第8 発議第4号ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書案を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉医療常任委員長。

○10番（外山浩司君） それでは、発委第4号ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、別海町議会会議規則第14号第3項の規定により提出いたします。

最初に、内容についてですが、ヒグマ捕獲体制の強化を求める意見書。

北海道のヒグマの推定生息数は、平成2年から令和4年までの32年間で、およそ2.3倍の1万2,200頭となり、生息域も拡大を続け、人里への出没の増加とともに、現場対応を担う市町村の負担はますます大きくなっています。

ヒグマによる人身被害は、捕獲時に逆襲を受けるなど狩猟活動中が最も多く、全体の37.2%を占めています。ヒグマに対峙する従事者は危険を伴う作業となり、ヒグマの捕獲は他の鳥獣に比べ、多大な労力を要することから、従事者の育成確保など体制の強化は喫緊の課題となっております。

こうした中、令和6年10月18日の札幌高裁判決（平成30年8月、ヒグマ出没対応に係る発砲案件において、道公安委員会が、鳥獣保護管理法違反として捕獲従事者の銃所持許可を取り消した処分について、これを違法とした一審判決を取り消し、請求を棄却するとした判決）を受け、地域の担い手である捕獲従事者に不安が広がっています。

道では、人とヒグマのあつれきの低減を図るため、「北海道ヒグマ管理計画」に個体数の管理やゾーニング管理の推進などを盛り込む改定を進めているが、今後は、市町村や関係機関・団体との一層の連携協力が必要となっている。

このため環境省においては、現在、鳥獣保護管理法の改正の準備を進めているところで

あるが、熊が市街地等に出没した際の対応について、地域において、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう環境整備を進める必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずることを求める。

１、熊類が市街地等に出没した際の対応について、安全かつ円滑に対応できるようにするための鳥獣保護管理法の改正を早期に実現すること。

２、新たな法規定については、市町村や関係機関・団体へ十分な説明を行うとともに、着実に運用することができるよう、市街地等出没時のマニュアル作成など、市町村や関係機関・団体への技術的支援を行うこと。

３、捕獲従事者が安心して捕獲活動に従事し、安全かつ円滑に有害捕獲ができるよう、地域の捕獲体制の強化に向けた取組への支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣。

令和７年３月１４日、別海町議会、西原浩殿。

提出者、別海町議会、福祉医療常任委員会委員長、外山浩司。

皆様、速やかに決定されますようお願い申し上げます、以上で提案といたします。

○議長（西原 浩君） 発委第４号の内容説明が終わりましたので本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第９ 議員派遣の件

○議長（西原 浩君） 日程第９ 議員派遣の件を議題といたします。

内容についてはお手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第１０ 常任委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第１０ 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第２項の規定により、議長が会議

に諮って指名することになっています。

それでは、常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員については、全員協議会での選任結果により、総務産業常任委員会委員に、1 番市川議員。

○1 番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番高橋議員。

○3 番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 6 番宮越議員。

○6 番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 9 番小椋議員。

○9 番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 1 番今西議員。

○1 1 番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 2 番松原議員。

○1 2 番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 4 番佐藤議員。

○1 4 番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 5 番戸田議員。

○1 5 番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉文教常任委員会委員に、2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番貞宗議員。

○5 番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番横田議員。

○7 番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 0 番外山議員。

○1 0 番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 6 番西原議員を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 4 3 分 休憩

---

午前10時44分 再開

○副議長（戸田憲悦君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西原議長に代わって議長の職務を行います。

ただいま西原議長から、常任委員を辞任したとの申出がありました。

ここでお諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任について日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、西原議長が除斥になりますので、退席をお願いいたします。

---

#### ◎追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（戸田憲悦君） 追加日程第1 議長の常任委員会常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長は議会全体の統制者であり、本会議における議事の整理者としての議長の職責上の権限を考慮するとき、議長を常任委員会委員から除外することは差し支えなく、別海町議会委員会条例第2条第2項の規定により、福祉文教常任委員を辞退したいとするものであります。

ここでお諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって議長の常任委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、総務産業常任委員会、福祉文教常任委員会を直ちに開き、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会室2・3を御使用ください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

---

午前10時54分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務産業常任委員会、委員長に今西委員、副委員長に宮越委員。

福祉文教常任委員会、委員長に外山委員、副委員長に横田委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

---

#### ◎日程第11 広報・広聴常任委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第 1 1 広報・広聴常任委員会委員の選任を行います。

広報・広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、広報・広聴常任委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、広報・広聴常任委員会委員の指名を行います。

1 番市川議員。

○1 番（市川聖母君） はい。

○議長（西原 浩君） 2 番吉田議員。

○2 番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番高橋議員。

○3 番（高橋眞結美君） はい。

○議長（西原 浩君） 4 番伊勢議員。

○4 番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番貞宗議員。

○5 番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 6 番宮越議員。

○6 番（宮越正人君） はい。

○議長（西原 浩君） 7 番横田議員。

○7 番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 8 番田村議員。

○8 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 9 番小椋議員。

○9 番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 0 番外山議員。

○1 0 番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 1 番今西議員。

○1 1 番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 2 番松原議員。

○1 2 番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 3 番中村議員。

○1 3 番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 4 番佐藤議員。

○1 4 番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 1 5 番戸田議員を指名いたします。

○1 5 番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、議長を除く 1 5 名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました15名の議員を、広報・広聴常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、広報・広聴常任委員会を直ちに開き、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会室2を御使用ください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時02分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の広報・広聴常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に田村委員、副委員長に中村委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

#### ◎日程第12 議会運営委員会委員の選任

○議長(西原 浩君) 日程第12 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは議会運営委員会委員の指名を行います。

1 番市川議員。

○1 番(市川聖母君) はい。

○議長(西原 浩君) 2 番吉田議員。

○2 番(吉田和行君) はい。

○議長(西原 浩君) 3 番高橋議員。

○3 番(高橋眞結美君) はい。

○議長(西原 浩君) 8 番田村議員。

○8 番(田村秀男君) はい。

○議長(西原 浩君) 9 番小椋議員。

○9 番(小椋哲也君) はい。

○議長(西原 浩君) 10 番外山議員。

○10 番(外山浩司君) はい。



○議長（西原 浩君） 11番今西議員。

○11番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、8名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会を直ちに開き、委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会室2を御使用ください。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に小椋委員、副委員長に今西委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

---

### ◎日程第13 選挙第2号

○議長（西原 浩君） 日程第13 選挙第2号根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

消防事務組合議会議員については、現在、別海町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、松原政勝議員、田村秀男議員から辞職したい旨の申出がありましたので、受理しております。

ついては、根室北部消防事務組合同約第6条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部消防事務組合議会議員に、12番松原政勝議員。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤初雄議員を指名いたしたいと思います。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました12番松原政勝議員、14番佐藤初雄議員が、根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、根室北部消防事務組合議会議員に当選されました2名の議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎日程第14 選挙第3号

○議長（西原 浩君） 日程第14 選挙第3号中標津町外2町葬斎組合議会議員の補欠選挙を行います。

葬斎組合議会議員については、現在、別海町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、吉田和行議員、伊勢徹議員から辞職したい旨の申出がありましたので、受理しております。

ついては、中標津町外2町葬斎組合規約第6条第3項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外2町葬斎組合議会議員の補欠選挙に伴う、指名を行います。

中標津町外2町葬斎組合議会議員に、4番伊勢徹議員。

○4番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番貞宗議員。

○5番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 2名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、4番伊勢徹議員、5番貞宗拓雄議員が、中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま、中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました2名の議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎日程第15 選挙第4号

○議長（西原 浩君） 日程第15 選挙第4号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員については、現在、別海町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、宮越正人議員、外山浩司議員から辞職したい旨の申出がありますので、受理しております。

ついでに、根室北部廃棄物処理広域連合規約第8条第1項及び第5項の規定により、補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に、7番横田保江議員。

○7番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 2名を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、7番横田保江議員、10番外山浩司議員が、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました2名の議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

◎日程第 1 6 予算決算審査特別委員会の設置について

○議長（西原 浩君） 日程第 1 6 予算決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

予算審査及び決算審査の循環性と効率性を高めるため、令和 7 年度の各会計補正予算、令和 6 年度の各会計決算認定議案及び令和 8 年度の各会計当初予算について、議員全員をもって構成する予算決算審査特別委員会を設置し、集中審議することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、令和 7 年度の各会計補正予算、令和 6 年度の各会計決算認定議案及び令和 8 年度の各会計当初予算を審査する予算決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

本特別委員会の設置期間は、議会の閉会中も継続して審査を行うため、設置の日から令和 8 年 3 月定例会最終日までとすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本特別委員会の設置期間は、本日から令和 8 年 3 月定例会最終日までとすることに決定いたしました。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選任については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に横田議員、副委員長に伊勢議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算審査特別委員会の委員長に 7 番横田議員、副委員長に 4 番伊勢議員と決定いたしました。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続調査の件の提出の申出がありました。

ここでお諮りします。

委員会の閉会中の継続調査の件について、日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の閉会中の継続調査の件については、日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 追加日程第2 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会宣告

○議長（西原 浩君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分

---

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 令和7年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会では、2日目に先議いただきました、令和6年度の各会計補正予算に加えまして、本日、提出しました全ての案件について御決定を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

特に令和7年度の全予算につきましては、一般質問や予算委員会におきまして、様々な御意見をいただきました。

私の行政執行信念は、町民のために、そして別海町のために、今できることをなすこと。これが全てです。

目標達成のための数合わせや、予算消化のための駆け込み無駄遣いなどは、今日まで1度も私の頭に浮かんだことはありません。

決定いただきました令和7年度予算により、最善たる行政執行に新たにに取り組むことを改めて決意をしております。

議員の皆様方にも、私の信念と、そして内容に御理解をいただき、御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで2点御報告がございます。

初めに、小中学校の卒業式と入学式についてです。

町内の中学校では、3月12日から本日までに卒業式が行われまして、計8校で、161名の生徒が自らの目標に向けて、それぞれの学び舎を後にいたしました。

また、小学校の卒業式は、１７日から１９日まで、各校で行われますけれども、全体で１２３名の児童が卒業し、４月から中学生となって、新たなスタートを切ります。

なお、入学式でございますけれども、小学校は４月８日に、中学校は４月７日に行う予定でございます、小学校では総勢９８名、中学校では１１８名の児童生徒が入学を予定しております。

子供たちが笑顔で元気に入学式に参加することを、私も願っておりますけれども、少しずつ人数が減っていることに大変危惧しているところでございます。

次に、西春別、尾岱沼の両診療所の後任医師についてでございます。

まず、西別駅前診療所につきましては、１２月の定例会の際にも報告させていただいておりますが、後任の医師につきましては、現在、勤医協札幌病院及び札幌共立五輪橋病院で勤務されております針生寛之先生、この先生が９月から勤務をしていただくことになっております。

針生先生は現在５４歳、和歌山県立の医科大学を卒業されて内科及び呼吸器科の内科医でございます。

次に、尾岱沼診療所でございます。

各関係機関にも、広く依頼をして募集を行っていたところで、本議会の始まる前にも少し期待の持てる話が進んではいたんですけれども、現在、釧路中央病院で勤務されております菅渉先生、この方が、４月から、勤務していただけることになりました。

菅先生は現在、５１歳でございます。バリバリでございます。

東京医科大学を卒業され、内科及び消化器の内科医ということで活躍されております。

西村委員長とも知り合いということで、これは大変スムーズに運営していければとそんな期待を持っているところでございます。

西春別及び尾岱沼の、それぞれ後任医師が確保できたことによって、地域にとっての最大の懸案であった医療関係につきましても、ちょっとめどがついたのかなと思っております。

ただまだ本院は西村院長しか常勤医がいないということで、この部分をどうフォローしていくかってことを、これが大切な事項でありまして、さらに募集も続けていきますけれども、今回来ていただけるお２人のドクターが、５１歳、５４歳ということですが、大変若いバリバリのドクターですので、診療所だけの勤務ではなくて、本所も手伝ってもらようなことも考えていかなきゃならんかなというのはありますけど、それはこれからドクターとの勤務体系の調整になりますので、できるだけ本所についても、ドクターが見つかれば、そんなふうに願っております。

また、本議会におきまして、新たな常任委員会の体制も整いました。

私も先ほど言いましたように、予算的にはふるさと納税が入りまして、大変うちの町も安心できる状況下にありますけれども、それを無駄に使うのではなく、必ず町民のために、そして寄附をしてくれた納税者の皆様方の期待に応えるような行政を運営してることが大切なことだと思っておりますので、新たな委員の皆様方におかれましても、ぜひともそういった面での御指導を、そして御協力をいただきまして、よりよい別海町を築くために、頑張っていく令和７年であってほしいと、そんなふうに願っております。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和      年      月      日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員